



手作り弁当を楽しむ就労継続支援
B型事業所レジネス（川崎市）

障害報酬改定

食事提供の加算延長

厚労省「さらに検討が必要」

厚生労働省は2021年度の障害報酬改定で、収入が一定額以下の人の食費負担を減らす「食事提供体制加算」を存続させる方針だ。通所系事業所での食事提供が浸透している実態を踏まえ、栄養や食育の視点で評価できるか、さらに検討する時間が必要と判断。21年度改定での廃止を回避することとした。加算の存廃は、3年後の24年度改定の際に改めて議論になる見込みだ。

（福田敏克）

11月27日の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」に改定案を示した。それによる

割、障害児通所サービス事業所の2割だった。

単に食事を提供するだけでなく、定期的に体重を測定・記録するなど事業所が利用者の健康維持に配慮している実態が調査から判明したという。

加算額は1日1人300円で、19年8月の算定人数は約34万人。同月の加算総額は15億6000万円。加算がなくなると利用者や事業所の負担を増やすか、事業所が食事提供を縮小することになる。

3年前に厚労省はいつたんのこの加算の廃止を打ち出したものの、猛反発に遭って撤回した。加算は存続することとなったが、21年度の報酬改定までに食事

提供の実態を調べることが申し合わせ事項となっていた。

この加算は障害者自立支援法の制定時、当面の経過措置として設けられて延長を重ねてきたが、事業所側は恒久化するよう要望している。一方、手間のからない単品の食事提供で加算を得る例もあるとして、加算を残すことへの疑問の声もある。

21年度改定では延長する見込みとなったが、この加算の是非が3年後の改定でも議論になるのは必至。特に子どもが通う施設では食育を目的とした加算に組み替え、恒久的なものにするかどうかが論点になりそうだ。